

# 仕 様 書

本仕様書は、北泉海浜総合公園に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり維持管理の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の概要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

## 記

1. 委託名 北泉海浜総合公園浄化槽保守点検業務委託
2. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
3. 委託箇所等

箇 所 名	型 式	処 理 方 式	処理対象人員	点 検 回 数
北泉海浜総合公園（花の広場）	FXF-376-2型	自然流入・放流方式	376人	2回/月
北泉海浜総合公園（丘陵地）	K-HC-R2型	自然流入・放流方式	288人	2回/月

### 4. 業務内容

- (1) 浄化槽の正常な機能を保持するため点検回数のとおり槽及び附属機器の機能点検をする。
- (2) スカムの生成及び汚泥の推積状況を点検し、清掃の時期を担当者まで報告する。
- (3) インバート桷、接続管、沈殿室、沈殿池の超流堰及び排水口等に異物等が付着しないようにする。
- (4) 爆気装置にあっては散気装置が目詰まりしないようにすること。
- (5) ポンプ設備にあっては常時作動させること。
- (6) 悪臭が周囲に発散しないように必要な措置を講じること。
- (7) 上記の他、疑義事由については係員の指示による。

### 5. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

### 6. その他

- (1) 現場担当者については浄化槽法の規定による認定書の写しを契約担当者まで提出のこと。
- (2) 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- (3) 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約担当者との協議のこと。